

廃 第 1 6 0 6 号

平成29年12月18日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

排出事業者責任に基づく措置に係る指導について (通知)

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、表題の件につきまして、平成29年6月20日付け環廃産発第1706201号により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から通知がありました。

については、産業廃棄物を排出する際に御活用いただくとともに、貴会員(組合員)への周知をお願いします。

なお、「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」の電子ファイルを掲載したウェブページのアドレスを下記に記載しましたので、併せて周知をお願いします。

記

1 ウェブページのタイトル及びアドレス

排出事業者責任に基づく措置に係る指導について

<http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/checklist.html>

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電 話 : 043-223-2757

ファクス : 043-221-5789





環産発第 1706201 号  
平成 29 年 6 月 20 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

平成 28 年 1 月に、食品製造業者及び食品販売事業者から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により不正転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するといふ事案が判明したところであり、不適正処理事案は後を絶たない。

本事案は、食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大なものであったことから、平成 28 年 3 月 14 日に、環境省「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について」（以下「再発防止策」という。）を公表したところである。再発防止策においては、対策の一つとして、排出事業者責任に基づく必要な措置についてチェックリストを作成し、当該措置の適正な実施について都道府県等に通知し、排出事業者への指導に当たり、その活用を推進することとしたところである。

また、本日、本事案発覚後の廃棄物の撤去に至る対応を含め、関係法令やその運用の課題等について改めて検証し、有識者の協力を得て、課題と対応をまとめた「食品廃棄物の不正転売事案について（総括）」を公表したところであるが、この中でも、排出事業者が果たすべき責務、具体的に行う必要がある事項について、チェックリストを作成し、周知徹底を図っていくこととしている。

これらを踏まえ、別添の「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」を取りまとめた。本チェックリストは、食品関連の排出事業者のみならず、それ以外のすべての業種の排出事業者を対象とするものである。

そもそも、廃棄物処理法第 3 条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。



排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができるものと認められている者に委託しなければならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

については、貴職におかれては、排出事業者が本チェックリストを活用して廃棄物処理法に基づく処理責任を適切に果たすよう指導願うとともに、排出事業者を対象とした業種別の研修会の開催などにより、周知徹底をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。